

立川市都市計画審議会

令和2年9月10日（木）

○日 時 令和2年9月10日(木曜日)午後6時13分

場 所 立川市役所 101会議室

○出席委員(11名)

会 長 17番 古川公毅君

1番 伊藤大輔君

3番 江口元気君

5番 大橋南海子君

12番 瀬 順弘君

15番 長島伸匡君

2番 稲橋ゆみ子君

4番 大沢純一君

9番 佐藤淳一君

14番 対馬ふみあき君

16番 中町 聡君

○欠席委員(6名)

副会長 13番 高橋賢一君

6番 岡野祐資君

8番 小松清廣君

11番 鈴木孝治君

7番 金子波留之君

10番 佐藤 升君

○出席説明員

市 長 清水庄平君

まちづくり部長 小倉秀夫君

都市総務係長 後藤貴子君

都市計画係長 串田直隆君

副市長 田中準也君

都市計画課長 白坂浩二君

都市総務係 山崎悠里君

都市計画係 井上大丈夫君

○議事次第

1 辞令伝達式

2 開 会

3 市長挨拶

4 議 題

1. 案件審査会

諮問第1号

立川都市計画道路立鉄中付1都市高速鉄道東日本旅客鉄道中央本線付属街
路第1号線の変更(案)について(立川市決定)

2. その他

5 閉 会

開会 午後6時13分

○白坂都市計画課長 私は立川市まちづくり部都市計画課長の白坂です。よろしくお願いいたします。

また、本日はコロナ禍におきまして、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

本日、新型コロナウイルス感染症感染拡大の対策の一環としまして、机上に連絡票を配付しております。出席されている御本人様と直接連絡可能な連絡先を記入していただき、事務局まで御提出いただきますようお願いいたします。この連絡票は新型コロナウイルス感染症感染拡大の対策に係る連絡目的以外には使用いたしませんので、御了承ください。

辞令伝達式の議事録については、省略

○白坂都市計画課長 審議会を開催したいと存じます。本日は、岡野委員、小松委員、金子委員、佐藤升委員、鈴木委員、高橋副会長が欠席でございます。なお、委員は審議会の過半数を超えておりますので、会は成立しております。

それでは、ただいまより立川市都市計画審議会を開催したいと存じます。

審議会開催に当たり、市長より挨拶申し上げます。

○清水市長 どうも皆様、本日はお忙しいところ、立川市都市計画審議会、開催をさせていただくことになりまして大変ありがとうございます。本来なら午後4時開会ということでございましたけれども、ちょうど今日は議会の日に当たりまして、なかなか議論が集中する中で、この時間になってしまいました。心からおわびを申し上げる次第でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

立川のまちが日に日に変わっていく中では、皆さん方の様々な御意見をお聞きする中で、旧来の市民と新しい市民とが融和でき、生活ができるような社会づくりをするための基本といいたししょうか、基礎といいたししょうか、そういう場面を御議論いただくことが多々あるわけでございます。ぜひ真摯な気持ちを持って、皆さん方に御参加を賜ればというふうに思っているところでございます。どうぞこれからもよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○白坂都市計画課長 ありがとうございます。

では、会長、進行をよろしく願いいたします。

○古川会長　それでは、案件審査会を開催いたします。

○白坂都市計画課長　では、最初に、清水立川市長より諮問をお願いします。

○清水市長　審査会に諮問をさせていただきます。ここで諮問文を朗読いたします。

立川市都市計画審議会会長　古川公毅殿。立川市長　清水庄平。

都市計画について（諮問）。

貴審議会に次の事項について諮問します。

一つ、諮問第1号　立川都市計画道路立鉄中付1都市高速鉄道東日本旅客鉄道中央本線付属街路第1号線の変更（案）について（立川市決定）。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○古川会長　それでは、お預かりいたします。

傍聴人はいらっしゃいますか。

（「いらっしゃいます」と呼ぶ者あり）

○古川会長　本日、傍聴されている皆様に御注意申し上げます。席上に配付しました「傍聴者の方へ」という用紙に、傍聴中の禁止事項が記載されております。これらの行為が行われた場合、退席を求めることとなりますので、御了承をお願いいたします。

それでは、案件審査に入ります。

本日、審議いたします案件は、諮問第1号　立川都市計画道路立鉄中付1都市高速鉄道東日本旅客鉄道中央本線付属街路第1号線の変更（案）について（立川市決定）でございます。

それでは、諮問第1号について事務局より説明をお願いいたします。

○白坂都市計画課長　それでは、立川都市計画道路立鉄中付1都市高速鉄道東日本旅客鉄道中央本線付属街路第1号線、以下、立鉄中付1号線の変更（案）について、着座にて御説明いたします。

初めに、資料の確認をさせていただきます。事前に送付した資料はA4横判で、立川都市計画道路立鉄中付1都市高速鉄道東日本旅客鉄道中央本線付属街路第1号線の変更についてとなります。また、本日、机上配付した資料は、スライドの資料となります。

不足等がございますか。よろしいでしょうか。

それでは、スクリーンのほうを御覧ください。

まず、初めに、都市計画変更の対象となる立鉄中付1号線の位置について御説明いたします。住所で申し上げますと、曙町三丁目付近であり、JR立川駅の東側に位置し、中央本線の北側に接する道路であり、立3・3・30号立川東大和線に接し、その西側に位置します。

この立3・3・30号線ですが、前回の2月の当都市計画審議会で御説明したように、現在、東京都で構造や幅員等の都市計画変更の手続きを行っており、都は9月7日月曜日に開催された東京都都市計画審議会に諮問し、都市計画審議会からは原案は妥当であるとの答申を得られております。本日、立鉄中付1号線の変更は、この立3・3・30号線の都市計画変更を起因とし、立川市で都市計画変更を行うものであります。

次に、都市計画変更する道路について御説明します。立鉄中付1号線とは、JR中央線三鷹駅・立川駅間連続立体交差事業の関連道路として位置づけられた都市計画道路でございます。平成29年6月改定の立川市都市計画マスタープランの第5章、地域別構想、曙・高松地区の地区整備方針においては、道路整備を推進し、快適な住環境の形成を図ると定めております。

次に、都市計画変更計画書と計画図の案について御説明いたします。こちらは今回の都市計画変更の計画書でございます。計画道路の名称や位置、延長、構造などを記載しております。変更概要としましては、下段の書き込みに記載されているように、大きく2点ございます。

1つ目は、起点位置の変更、2つ目は、一部区域の変更でございます。

こちらが都市計画変更の計画図になります。東京都の都市計画図書の作成マニュアルに従って、縮尺2500分の1で作成しております。赤い丸で囲んだ箇所が今回の都市計画変更の箇所となります。

こちらは参考図となります。今回の変更箇所を拡大したものです。立3・3・30号線の都市計画変更前と変更後の線を重ね合わせたものです。

まず、概要にあります一部区域の変更について御説明いたします。立鉄中付1号線と立3・3・30号線の交差部にある隅切りは、東京都との協議により立鉄中付1号線に含まれることとなっております。したがって、立3・3・30号線の幅員の変更によって、立鉄中付1号線の起点の南側に位置する赤色に塗られた箇所が、新たに立鉄中付1号線の区域に追加される隅切りであります。起点の北側に位置する赤い線が立3・3・30号線の変更後の幅員まで延長したことにより、新たに追加される隅切り長でございます。

続いて、変更概要の起点位置の変更として、起点位置が立川市域から国立市域に変更になった経緯を御説明いたします。オレンジ色に塗られた箇所はＪＲ東日本が所有する土地であり、立川市が立鉄中付１号線の道路用地として用地買収することとなりました。その際に東側に位置する国立市との行政界を定めないと分筆ができないため、平成25年度に立川市と国立市で立鉄中付１号線の区域内のみ行政界を確定いたしました。それが図の太い赤線の部分です。

行政界が定まる平成24年度までは、図で示す黒い線を暫定の行政界としており、現在の行政界より東側に位置したものでした。立鉄中付１号線の当初決定は平成６年度であるため、これまで起点は平成24年度以前の暫定の行政界に基づき、立川市曙町三丁目に位置していましたが、今回の都の変更に合わせて確定した行政界線に基づき、国立市北三丁目地内に変更することとなります。

次に、立鉄中付１号線の起点の詳細の位置について御説明いたします。変更前の立鉄中付１号線の起点は、立鉄中付１号線の中心線と変更前の立３・３・30号線の北側と南側の隅切りの角を結んだ線との交点になります。図で黄色に示した箇所になります。

今回、東京都の都市計画変更で、立３・３・30号線は赤い線で示した線形に変更されます。これにより立鉄中付１号線の起点は、立鉄中付１号線の中心線と変更後の立３・３・30号線の北側と南側の隅切りの角を結んだ線との交点になりますので、図で赤で示した箇所になります。

こちらは、ただいま御説明した立３・３・30号線の都市計画を変更する前と後の立鉄中付１号線の起点の位置を重ねた図でございます。若干ではございますが、都市計画変更後の起点が西側に移動することとなります。図で西側に移動したこの位置を確定後の行政界と照らし合わせると、国立市に位置することとなりますので、今回、都市計画変更に合わせて起点の位置が立川市曙町三丁目から国立市北三丁目が変わることとなります。立鉄中付１号線の起点の位置が若干西側に移動しましたが、１メートル未満の僅かな移動距離であるため、10メートル単位とする都市計画道路の延長には変更はなく、約200メートルのままとなります。

以上が今後、立川市が変更を予定する立鉄中付１号線の都市計画変更案の概要となります。

続きまして、これまでの経緯を御説明いたします。今年の２月26日に土地所有者でありますＪＲ東日本に都市計画変更案の説明を行い、ＪＲ東日本からは特に意見はないと

の回答を得ました。3月2日から26日までの期間に東京都知事との協議を行い、都として意見はない旨の回答を得ました。4月13日から27日までの2週間、都市計画案の告示、縦覧、意見書の受付を行いました。縦覧者はゼロ名でした。意見書の提出はありませんでした。

今後の予定としましては、今年の10月上旬に東京都と都市計画変更の同時決定を行う予定です。都市計画変更の決定後、都市計画変更決定の内容を公衆に縦覧する予定です。

説明は以上となります。よろしく御審議くださるようお願いいたします。

○古川会長 説明は終了しました。

御質問等がございましたら、お受けいたします。

○中町委員 説明、今されまして、分かりました。

この変更は立3・3・30号線の幅員、33メートルが28メートルになるということで、立鉄中付、この接続部分が変わるということで、この内容を今、住民の影響などは出るとかどうかというのを1点お聞かせいただければと思います。

○白坂都市計画課長 本変更につきましては、始点の位置の変更、北側隅切りの変更、南側隅切りの変更と大きく3点ございます。既定の都市計画道路区域内での変更にとどまるため、始点の位置の変更につきましては、対外的な影響は生じないと思っております。北側の隅切りの変更につきましては、既定の都市計画道路区域内での変更にとどまるため、変更による対外的な影響は生じないと考えております。

また、南側の隅切りの変更でございます。こちらにつきましても、新たな区域に隅切りの設定が必要となるため、その区域の地権者には影響が生じるということで、こちらにつきましては、説明で申し上げたとおり、JR東日本に説明をしております、影響はないということと考えております。

よって、今回の変更につきましては、近隣の住民の方には影響はないものと考えております。

○中町委員 じゃ、2つ目に。立鉄中付の役割として、立川の北口から駅前の交通渋滞の緩和を、こういったことも考えられるというふうに思うのですが、これはどの程度この渋滞緩和というのが考えられるのか、お答えできる範囲で教えてください。

○白坂都市計画課長 今回の立鉄中付1号線の渋滞の緩和にどのぐらい寄与するかということでございます。立鉄中付1号線につきましては、鉄道の高架化によります日陰の課題の解決や、将来の複々線のために公共用地として計画されたものでございます。一

一般的な都市計画道路が担う交通処理を行うための道路とは異なり、その上で立鉄中付1号線は立3・3・30号線との接続位置から立3・3・30号線との流入車両や流出車両の規制等の検討が必要と考えています。

また、立鉄中付1号線は立川駅に直結しますことから、本線の交通処理の運用も併せて検討を進めていくと考えております。立鉄中付1号線の整備と立3・3・30号線の接続により交通渋滞が発生しないよう、一方通行化を含めた交通の運用の検討が必要と考えております。立鉄中付1号線と立3・2・10号線の接続道路についても、立鉄中付1号線の交通運用に連動した適切な取扱いを検討していきたいと思っております。

よって、今回の立鉄中付1号線については、交通処理、渋滞緩和というよりも、連続立体交差化によります、必要な道路というふうに位置づけられているものと思っております。

以上です。

○古川会長 よろしいですか。

ほかにございますか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○古川会長 それでは、次に、採決を行いたいと思います。

諮問第1号 立川都市計画道路立鉄中付1都市高速鉄道東日本旅客鉄道中央本線付属街路第1号線の変更(案)について(立川市決定)に御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○古川会長 それでは、異議なしと認め、諮問第1号については、原案のとおりとすることといたします。

それでは、この場で答申をお渡しすることになりますので、事務局で答申書を作成していただく間、暫時休憩といたします。

どの程度、5分程度ですね。

それでは、5分程度、すぐできると思いますので。

じゃ、40分に再開ということで、よろしくお願いします。

(休憩)

○古川会長 それでは、ちょっと時間が早いですけれども、用意が整ったようなので、再開をいたします。

それでは、答申書を読み上げます。

立川市長 清水庄平殿。立川市都市計画審議会会長 古川公毅。

都市計画案について答申。令和2年9月10日付立ま都第704号により立川市長から諮問のあった下記の事項について、9月10日開催の当審議会において、本市の実情を熟慮の上、各委員が忌憚なく意見を述べ、この案件を慎重に審議した結果、下記のとおり答申する。

記。

答申1、諮問第1号 立川都市計画道路立鉄中付1都市高速鉄道東日本旅客鉄道中央本線附属街路第1号線の変更(案)について(立川市決定)、原案は妥当である。

以上でございます。

それでは、以上で案件審査会を終了させていただきます。

その他の議事録については、省略

○古川会長 それでは、本日の議事は全て終了いたしましたので、立川市都市計画審議会を終了いたします。

本日はどうもありがとうございました。

閉会 午後6時40分